「第7回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」 (令和2年5月5日開催)

【知事の指示事項等】

4月7日の緊急事態宣言以降、千葉県では外出自粛要請や休業要請をはじめとする緊急事態措置を行ってまいりました。

県民や事業者の皆様に御協力をいただいたおかげで、今日までに爆発的な 感染拡大は確認されておりません。

しかしながら、県内感染者の発生は、いまだ続いており、予断を許さない 状況です。

こうした状況の中、政府の対策本部会議で緊急事態宣言の期間を延長することが決定され、千葉県は、引き続き特定警戒都道府県となりました。

これを受け、本日は、本県の緊急事態措置の内容等について、協議したいと思います。

<本県の緊急事態措置の内容及び知事から各部局庁に対する指示事項>

千葉県では5月31日までの期間、県内全域において、これまでの緊急事態措置を継続することとします。

各部局においては、このことを県民の皆様や関係団体等に速やかに周知し、 引き続き御協力を依頼するよう、指示します。

なお、1、2週間後に、措置内容の見直しが可能かどうか、改めて検討することとします。

今後の緊急事態措置に伴い必要となる事項について、国に要望することとします。

各部局においては、国の基本的対処方針を踏まえ、要望内容をしっかりと検討するよう、指示します。

公の施設の使用料等の返還、及び県有施設等の対応については、期間を延長することとします。

職員の皆様には、県民の命と健康を守るため、もうしばらく全庁を挙げての対応が必要となりますので、引き続き御協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応は5月31日で終わりということではありません。今後も状況の変化に応じ、柔軟に対応していく必要があると思いますので、各部局の御協力をよろしくお願いします。